

青梅市太陽光発電設備の設置にかかる行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 4 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

工業標準化法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市太陽光発電設備の設置にかかる行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例

青梅市太陽光発電設備の設置にかかる行政財産の使用料に関する条例(平成 25 年条例第 36 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

青梅市太陽光発電設備の設置にかかる行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

○青梅市太陽光発電設備の設置にかかる行政財産の使用料に関する条例（平成25年条例第36号）

改正後	現行	備考
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) 略 (4) 太陽電池容量の合計 使用者が建物に設置する太陽光発電設備にかかる太陽電池容量（<u>日本産業規格C8952</u>に規定する太陽電池容量をいい、キロワットを単位とする。）の合計をいう。 (5)および(6) 略</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) 略 (4) 太陽電池容量の合計 使用者が建物に設置する太陽光発電設備にかかる太陽電池容量（<u>日本工業規格C8952</u>に規定する太陽電池容量をいい、キロワットを単位とする。）の合計をいう。 (5)および(6) 略</p>	
<p><u>付 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>		